

【目 的】

第1条 本トレーニング施設は入会されたメンバーが、本トレーニング施設と初動負荷トレーニングを通して心身の健康維持、増進及び競技技能の向上等をはかると共に会員相互の親睦を深めることを目的とします。

【管理運営】

第2条 本トレーニング施設運営、管理（会員の資格の得・諸費用・規約の制定、改廃等を含む）は株式会社ワールドウィングエンタープライズ監修のもと、株式会社トータルライフスポーツ（以下会社という）が行います。

【会 員 制】

第3条 1. 本トレーニング施設は会員制といたします。
2. 会員の本トレーニング施設の利用範囲、条件及び特典については別に定めます。
3. 本トレーニング施設を利用する時は、会員証を提示していただきます。

【入会資格】

第4条 本トレーニング施設に入会できる方は小学校 5 年生以上の方で、本トレーニング施設の設立趣旨に賛同し規約を承諾した方とします。

1. 本トレーニング施設の趣旨を徹底するために、他スポーツジム・フィットネスクラブ等各種トレーニング施設においてトレーナー、インストラクター及びトレーニング指導に従事している方の入会は原則としてお断りしております。また、これらのことが判明した時点で退会を通告することがあります。
2. 本トレーニング施設に入会される方で、健康状態に異常若しくは支障のある方はあらかじめ申し出ねばなりません。医師からトレーニング等、運動全般を禁止されている方は入会できません。また疾病、怪我の程度によって入会を制限させていただく場合がございます。
3. 過去に会社より第 15 条による会員除名された方の入会はお断りします。

【入会手続き】

第5条 1. 本トレーニング施設に入会される方は、所定の入会手続きを行い本トレーニング施設の承認後、入会諸費用をご納入いただきます。
2. 入会者が未成年の場合、入会申込書の同意欄に保護者の記名捺印が必要です。この際、保護者は本規約に基づく責任を入会者本人と連携して負担し、本規約第19条に定める危険負担と本トレーニング施設の免責につき同意をお願いいたします。

【会 員 証】

第6条 本トレーニング施設は入会した会員に対して会員証を交付いたします。会員は施設利用時、会員証をフロントにて提示してください。紛失した際は、本トレーニング施設が定める再発行手数料 1,100 円をお支払いしていただきます。

【入 会 金】

第7条 会員はそれぞれの入会金を納入期限日までに所定の方法で納入してください。一旦納入された入会金は返還いたしません。

【会費等の支払い】

第8条 1. 会員は実際の施設利用の有無にかかわらず、退会又は会員除名までの会費をお支払いしていただきます。
2. 会員は本トレーニング施設の定められた会費等を、所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限支払い方法は本トレーニング施設が定めるものとします。但し、一旦納入した会費等は原則として返還いたしません。
3. 月中入会の場合は当該月の月会費についてのみ半月分での計算といたします。月会費は毎月 27 日までに納入してください。
4. 入会時以外での会費では、原則として口座引落しさせていただきます。

【休 会】

第9条 1. 休会を希望される月の前月の 10 日（10 日が休館日の場合は前営業日）までに当施設フロントにて所定の休会届けを提出していただきます。
2. 休会期間は回数を問わず、年内で合計 6 ヶ月間を上限とします。
3. 休会費用は毎月 2,200 円 となります。
4. 休会期間満了後は自動的にご利用再開となり、休会明け月の前月の 27 日引落とし分より通常会費に戻ります。
5. 支払い種別が「半年一括」「1 年一括」の場合、休会することができません。
6. お電話など口頭での休会は受理できません。
例) 2 月～3 月の 2 ヶ月間休会される場合
お手続き締切り 1 月 10 日
1 月 27 日引落とし → 休会費 2,200 円 (2 月分休会費)
2 月 27 日引落とし → 休会費 2,200 円 (3 月分休会費)
3 月 27 日引落とし → 正規会費 (4 月分会費)

【退 会】

第10条 1. 会員は退会を希望される月（当月）10日（10日が休館日の場合は前営業日）までに当施設フロントにて所定の退会届を提出することにより、その月末で退会することができます。（10 日を過ぎた場合は翌月扱いになります。）月途中の退会及び、会費が未納の場合は退会する事ができません。
2. 10 日を過ぎた場合は、翌月末日扱いになります。尚 当施設が退会を受理しない限り、会費支払義務は発生いたします。
3. ご利用最終日に会員証の返却をしてください。
4. お電話など口頭での退会は受理できません。
5. 支払い種別が「半年一括」「1 年一括」の場合、中途退会はできません。

【会費支払い方法の変更】

第11条 1. 月払いから「半年一括」「1 年一括」へお支払い方法を変更される場合、変更をご希望される月の前月の 10 日（10 日が休館日の場合は前営業日）迄にフロントにてお手続きをしてください。
2. 大学生・中高生の「半年一括」「1 年一括」への変更時期は、下記のとおりとさせていただきます。
「半年一括」→ 毎年 4 月会費分（変更締切り 3 月 10 日）10 月会費分（変更締切り 9 月 10 日）
「1 年一括」→ 毎年 4 月会費分（変更締切り 3 月 10 日）
3. 「半年一括」「1 年一括」のお支払い方法で契約された場合契約期間内での変更及び、退会はできません。
4. 「半年一括」「1 年一括」のお支払い方法で、契約期間終了後、届出がない場合は自動更新となります。

【ビジター】

第12条 本トレーニング施設は他ワールドウィング施設会員の方又は鳥取本部での合宿参加者（以下ビジターという）に限り本トレーニング施設を利用することができます。他ワールドウィング施設会員カードを提示すると共に別に定める施設利用料を支払うものとします。

【届出事項】

第13条 1. 会員は住所又は連絡先等、入会申込み記入事項に変更があった場合は速やかに届け出るものとします。
2. 会員は、会員区分の変更が必要な場合、前月 10 日（10 日が休館日の場合は前営業日）までに申し出ることにより翌月から会員種別を変更することができます。
3. 会員区分の変更の申し出が無いまま、ご利用を続けた場合、確認ができた時点でその月までの未精算額を翌月にご請求させていただきます。

【会員の遵守事項】

第14条 1. 会員は本トレーニング施設利用にあたり、本規約及び施設内諸規定を遵守し、施設スタッフの指示に従うと共に施設内の秩序を乱す行為をしてはなりません。
2. 会員は常に健康管理を留意しなければなりません。
3. 会員は本トレーニング施設に関する情報やトレーニング内容に関する情報を、許可無く公の媒体に掲載及び公表することをしてはなりません。
4. ビジターが本トレーニング施設を利用する際も同様とします。
5. 現在の身体異変があった場合、スタッフに情報を提供するものとします。

【会員除名】

第15条 本トレーニング施設は会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は会員資格一時停止または除名することができます。
1. 会員が納入すべき会費を 3 ヶ月以上滞納し、催告に応じないとき。
2. 本トレーニング施設の設備を故意に破損した場合。
3. 本規約、その他本トレーニング施設が定める規則に違反したり、スタッフの指示に従わなかったとき。
4. 本トレーニング施設の名譽、信用を傷つける行為又は運営の秩序を乱したと本トレーニング施設が認めるとき。
5. その他、会員として品位を損なうと認められる言動があったとき。

【利用の禁止】

第16条 次の各号に該当する方の施設利用は禁止します。
1. 人に嫌悪感を与えるような刺青、タトゥーのある方。
2. 伝染病、その他、他人に伝染又は感染するおそれのある疾病を有する方。
3. 一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有する方。
4. 飲酒されている方。
5. 妊娠されている方。
6. 医師から運動を禁じられている方。
7. その他、正常な施設利用ができないと会社が判断した方。
8. 利用されなかった事に対する会費の返還はございません。
9. 禁止事項をスタッフが指摘しても守らない方。
※ 妊娠された場合 8 項には適用外とし、清算させていただきます。また、再入会時の入会金はいただきません。

【施設の一時的閉鎖・一時的休業】

第17条 次の各号に該当する場合会社は、諸施設の全部又は一部の閉鎖、若しくは休業をすることができます。あらかじめ予定されている場合については一週間前までに会員に対しその旨を告知します。但しこれにより会員の会費支払義務が軽減されたり免除されることはありません。
1. 気象災害、その他外因的事由により、その災害が会員に及ぶと判断した場合。
2. 施設の増改築、修繕又は点検によりやむを得ない場合。
3. 定期休業等による場合。
4. その他重大な事由によりやむを得ない場合。

【諸費用の変更ならびに運営のシステム変更について】

第18条 1. 本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用については会社が必要と判断した場合、変更することができます。
2. 前項同様に施設運営システムを、会社が必要と判断した場合、変更することができます。
3. 前 2 項の変更の場合、会社は一ヶ月前までに、全会員にこれを告知するものとします。

【損害賠償責任免責】

第19条 会員が本トレーニング施設利用中、会員の責に帰する事由により会員自身が受けた損害に対して自己責任で対処するものとし、会社は当該損害に関する責を負わないものとします。ビジターについても同様とします。

【会員の損害賠償責任】

第20条 会員が本トレーニング施設利用中、会員の責に帰する事由により会社又は第三者に損害を与えた場合、その会員が当該損害に関する責を負うものとします。ビジターについても同様とします。

【会員資格の相続・譲渡】

第21条 本トレーニング施設会員資格は他に相続・譲渡することはできません。

【細 則】

第22条 本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は本トレーニング施設が定めるものとします。

【会則の改定】

第23条 本規約の改定及び変更は、本トレーニング施設の定めるところによるものとし、その効力はすべての会員に適用されるものとします。